

## 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の使途について

### 1. 交付金の概要

#### (1) 交付目的

国が、原子力発電施設等の再稼働により住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮して交付

#### (2) 交付先及び交付上限額

[島根県] 10億円 [鳥取県] 5億円

#### (3) 交付金の配分

島根県は、10億円のうち半分の5億円を以下のとおり4市へ配分

→ 松江市3億円、**出雲市1億円**、安来市0.5億円、雲南市0.5億円

#### (4) 地域振興計画の策定

- ・ 交付金の使途は、県が市の事業も含め県地域振興計画として策定
- ・ 交付期間は、地域振興計画が国に認められた日の属する会計年度から3会計年度内（令和5年度～令和7年度の予定）

### 2. 本市における交付金の使途

原子力災害に備えた広域避難計画の実効性を高めるとともに、平常時の市民生活の利便性向上にもつながる事業に充当することとし、以下の事業を選定。通常の事業費に、交付金による事業費を上乗せして事業を実施することとし、UPZ（島根原子力発電所から5～30km圏）を中心とした道路改良、環境整備を加速する。

#### (1) 生活環境道路改良事業の拡充（道路整備）

拡充事業費 80,000 千円

（令和6年度：40,000千円、令和7年度：40,000千円）

#### (2) 未来につなぐ中山間地域道路環境整備事業の拡充（支障木伐採）

拡充事業費 20,000 千円

（令和6年度：10,000千円、令和7年度：10,000千円）

### 3. 今後のスケジュール

令和5年度 国の審査委員会で県地域振興計画の審議  
経済産業大臣による計画認可

令和6年度～ 交付金交付申請、交付決定後に事業実施